

市内企業・事業所の皆様へ

2019年4月1日から「働き方」が変わります

# 「働き方改革」セミナー

近年、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「働き方のニーズの多様化」により、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題となっています。この課題解決のため2018年6月に「働き方改革関連法案」が成立し、2019年4月から順次施行されていきます。いつまでに何をしておかなければならないのか、きちんと頭の中を整理して準備する必要があります。特に注目されている「時間外労働の上限規制」「年休取得義務化」「同一労働同一賃金」について正しい知識を身につけ、自社の労務管理に役立たせて下さい。

日時 平成31年 **1月29日** (火) 14時～15時半

場所 **タスパークホテル 3階アイリス**

## 内容

1. 時間外労働の上限規制導入について
2. 年次有給休暇取得の義務化について
3. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について



講師

社会保険労務士法人 堀越事務所  
代表 **堀越 俊一郎 氏**

**参加費  
無料**

**お申し込み方法**

下記フォームへご記入の上、FAXにてお申し込みください。

**FAX 0238-88-3778**

申込期限 1/25 (金)

**お申し込みフォーム**

事業所名

ご氏名①

ご氏名②

電話番号

FAX 番号

主催／長井商工会議所 共催／西置賜雇用対策協議会  
お問い合わせ：中小企業相談所 高橋 TEL 0238-84-5394